

小企業者組合の挑戦を応援します!!

2019年度 小規模事業者組織化指導事業及び中小企業組合等課題対応支援事業
(小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業及び取引力推進事業に限る) 補助金

1. 事業の内容

小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、フィージビリティ・スタディ(実現可能性調査)と、その結果を具体化するためにチャレンジする小企業者組合を中央会がサポートします。本事業の遂行・事務処理が不安でも大丈夫です。そのような組合のために本事業では、以下のサポートメニューを用意して皆様のチャレンジをお待ちしています。

中央会のサポート

中小企業連携の専門支援機関である中央会が組合のチャレンジの事前準備活動から、実施段階、実施後のフォローアップや継続活動まで完全サポートします。

専門家等のサポート

チャレンジするには学識経験者や専門研究機関の専門家などとも協力し、新しいアイデア・情報などを組合自身が吸収することが重要です。

補助金のサポート

以下の補助対象経費の2/3(108万円が上限)を助成します。

対象経費科目

謝金・旅費・会議費・印刷費・原稿料・雑役務費・通信運搬費・消耗品費・借損料・委託費

☆ フィージビリティ・スタディとは？

組合のチャレンジの実現可能性を事前に調査するもので、組合のチャレンジの事業計画(経営戦略、ビジネスプラン)がうまくいくために必要な調査です。

2. 受付期間 令和元年7月1日(月)～7月31日(水)

※本会ホームページ「中央会からのお知らせ」7月1日に公募要領を掲載しております。

3. 具体的な事業内容

小企業者組合及びその組合員が活性化するための事業であれば幅広くチャレンジすることができます。

◇チャレンジの例◇

- ・ITを活用した市場開拓
- ・他分野等との連携による技術開発
- ・首都圏や海外等の新たな需要先の開拓
- ・物流システムの効率化
- ・今後の原材料の安定的確保
- ・伝統・技能の継承
- ・消費者ニーズに対応する新たな意匠開発

◇フィージビリティ・スタディの手法の例◇

- ・利用者、消費者等へのアンケート及びテストマーケティングによるフィージビリティ・スタディ
- ・新商品テストマーケティングによるフィージビリティ・スタディ
- ・国内外の展示会等への出展によるフィージビリティ・スタディ

◇具体化の例◇

- ・ITの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発
- ・新商品・新技術の開発(試作・改造・実験・実用化試験)
- ・原材料の安定的確保を図るためのストックヤードの設計
- ・伝統・技能継承のための資格制度の創設を目指したテスト的な試験の実施
- ・海外市場開拓のための試験的な期間限定の多言語対応WEBサイトの構築

フィージビリティ・スタディを実施した後、具体化のための事業を実施することができます。進め方は、組合の実情に応じて、フィージビリティ・スタディと具体化事業を併せて単年度で実施するほか、具体化事業は次年度以降でも実施でき、事後のフィージビリティ・スタディもできます。また具体化事業を実施する場合は、自ら目標を設定して、それに向けて事業を進めることができます。

◇こんなことができました！◇

●新潟県（飲食店業）組合

【事業内容】組合員店舗のメニューをより充実させるとともに、知名度を向上させるため組合員と消費者にアンケート調査を実施、新たなメニューを開発するとともに宣伝等広告戦略を確立。

【成果】新たに開発した新メニューは、消費者ニーズに合致したものとなり、また販売戦略も効果的に行うことが可能となったため、開発した新メニューをランチメニューに追加しランチ売上高が増加。

●愛媛県（電気保安管理業）組合

【事業内容】電気の異常信号をデータベースに格納することで、これまで1件毎に行っていた原因や対応に係る事務を簡略化するとともに検索を可能とし、また、組合本部の迅速なチェック指導体制を構築するなど、セキュリティマネジメントシステムを設計。

【成果】システム開発は、組合等情報ネットワークシステム等開発事業を活用して構築。これによる事務負担の大幅な軽減の他、タイムリーな情報共有等が可能に。より質の高い保安管理の実現により契約企業からの信頼度が高まり受注数が増加。

4. 補助対象となる小企業者組合の種類

本事業の補助対象となる組合は、以下の要件を備えている小企業者組合となります。

① 事業協同組合、商工組合、商店街振興組合

直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者（常時使用する従業員数が5人（商業・サービス業は、2人）以下の会社及び個人）であるもの

② 事業協同小組合及び企業組合

③ 協業組合

常時使用する従業員数が5人以下のもの、又は組合員の3/4以上が協業実施直前において小企業者であったもの

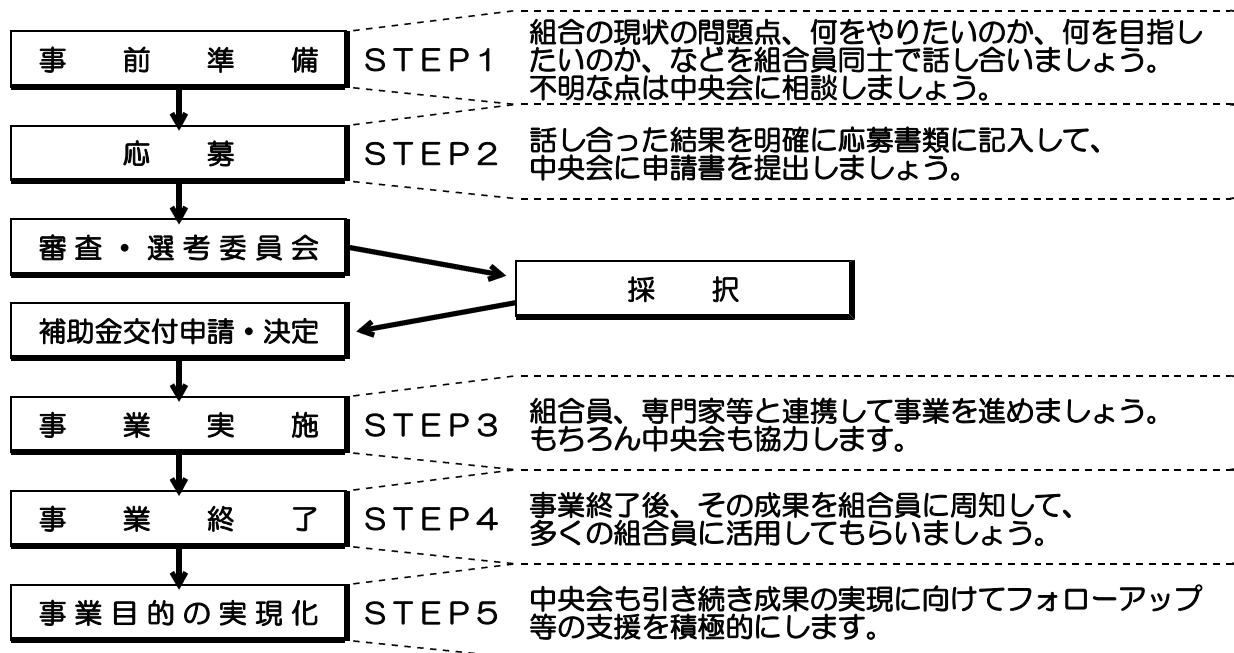
④ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会

会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、3/4以上が小企業者であるもの

⑤ 上記①～④に掲げる組合以外の組合（生活衛生同業組合等）であって他の特別の法律に基づく組合は、その直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者であるもの

5. 事業の流れ

本事業の主な手続きの流れは以下のとおりです。下記のステップをご確認の上ご検討ください。組合がさらに発展していくために本事業を是非ご利用ください。



◆ お問い合わせ・ご相談は、中央会まで ◆

徳島県中小企業団体中央会 総務課 担当 沖津
〒770-8550 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館3階
TEL：088-654-4431 FAX：088-625-7059
MAIL：okitsu@tkc.or.jp

中小企業団体中央会は
中小企業連携の
専門支援機関です